

政府からの緊急事態宣言の発出に伴う定期券・回数券の取扱いについて

2021年1月7日に政府より発出された緊急事態宣言に伴い、定期券・回数券の取扱いについては下記のとおりといたします。

緊急事態宣言により、一定の期間ご利用にならなかった定期券の払戻しをご希望のお客様は、その旨を定期券発売所窓口でお申し出ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、混雑を避けるため、新たに定期券を購入される際に合わせて払戻す等、余裕をもってお越しくださいますようお願い申し上げます。

払戻しをお受けになるまでの間、当該定期券はご使用にならないようご注意ください。

記

1. 払戻しについて

対象となるお客様

今回の緊急事態宣言により、定期券・回数券の払戻しを希望されるお客様

払戻しの計算方法

(1) 定期券の払戻し

2021年1月7日に払戻しの申し出があったものとみなし、遡って払戻しいたします。ただし、2021年1月8日以降に定期券を使用されていた場合、その最終使用日に払戻しの申し出があったものとみなし、遡って払戻しいたします。

※ 2021年1月7日までに購入したものであり、緊急事態措置を行う期間（2021年1月8日～2021年3月21日まで）の全部または一部が有効期間に含まれている場合に限ります。

※ 払戻しの申し出日とみなす日から1か月以上有効期間が残っている場合に限りま

す。（使用した月数分の運賃を差し引いた額をお返しいたします。使用開始後7日以内の場合はご利用日数分の往復運賃を差し引いた額をお返しいたします。）

※ 通常の払戻し同様、手数料220円を頂きます。

払戻しの計算方法・必要書類等は当社ホームページ

<https://www.tama-monorail.co.jp/monorail/ticket/pass.html> もご参照ください。

(2) 回数券の払戻し

有効期間が既に過ぎている場合であっても、有効期間内に払戻しのお申し出をされたものとみなして、払戻しをいたします。

※ 2021年1月7日までに購入したものであり、緊急事態措置を行う期間（2021年1月8日～2021年3月21日まで）の全部または一部が有効期間に含まれている場合に限ります。

※ 通常の払戻し同様、手数料220円を頂きます。

払戻し対応期間

緊急事態措置期間の終了日（2021年3月21日）の翌日から1箇年を経過するまでの間。

お取扱い場所

○定期券

多摩センター駅定期券発売所・立川北駅定期券発売所

営業時間：平日8時～20時 土日祝9時～18時

○回数券

多摩センター駅、高幡不動駅、立川南駅、立川北駅、玉川上水駅

営業時間：初電～終電

※ 上記以外の駅をご利用のお客様は駅係員までお問い合わせください。

2020年4月の緊急事態宣言に伴う取り扱いは以下のページをご参照ください。

https://www.tama-monorail.co.jp/200528_teikiken_kaisuken_1.pdf

以上